

道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）（抜粋）

（計画交通量）

第1条 道路構造令（以下「令」という。）第2条第21号の国土交通省令で定める者は、高速自動車国道、一般国道又は首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団が新設し、若しくは改築する道路（一般国道を除く。）にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては当該道路の道路管理者とする。

2 計画交通量は、同種の設計基準を用いるべき道路の一定の区間ごとに定めるものとする。

（車線により構成されない車道の部分）

第2条 令第5条第1項の国土交通省令で定める部分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 交差点
- 二 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- 三 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 四 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- 五 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

（交通安全施設）

第3条 令第31条の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 こまどめ 駒止
- 二 道路標識
- 三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

（防雪施設）

第4条 令第33条第1項の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 吹きだまり防止施設
- 二 なだれ防止施設

（橋、高架の道路等）

第5条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなけれ

ばならない。

附 則〔抄〕

この省令は、道路構造令の施行の日（昭和46年4月1日）から施行する。